

もし、こんなことがあなたに起こったら…



電動キックボードは原動機付自転車等に該当します。運転する際には、自賠責保険・共済が必要です。

※詳しくは裏面の「自賠責の加入は簡単です」をご覧ください

もし、自賠責保険・共済に加入せずに運行した場合は…

1年以下の懲役または50年以下の罰金(自動車損害賠償保証法)、および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処分の対象となります。さらに、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません。

交通事故の被害者に対する さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと提携し、さまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

交通事故被害者に必要な自賠責保険(共済)制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレットを作成しております。

国土交通省 交通事故にあったときには **検索**

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>)



交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、療護施設の運営、交通遺児などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構 ●<https://www.nasva.go.jp>

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカースト19階

NASVA交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000738

IP電話からは 03-6853-8002

交通遺児などに対する育成給付金、生活資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通遺児等育成基金 ●<http://kotsuiji.or.jp>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 ☎0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 ●<http://www.jibai-adr.or.jp>

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

電話 ☎0120-159-700

自動車事故の相談・示談あつ旋・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館14階(本部) ほか全国一円

日弁連交通事故 **検索**

(<https://www.n-tacc.or.jp>)

弁護士による無料の電話相談

電話 0120-078325

(通話料有料)

IP電話からは 03-3581-1770

無保険(共済)車・無車検車を見かけたら…

無保険車通報窓口

検索



http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済のご案内

乗るなら確認

「自賠責」お忘れなく!

電動キックボードを運転する際にも自賠責保険(共済)への加入が必要です。電動キックボードは原動機付自転車等に該当します。



ステッカーの貼替え忘れにご注意ください!

ステッカーを貼らずに運行したり、有効期限切れのステッカーを表示することも法令違反です。

安心町
あ 12-34

自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です。



独立行政法人
自動車事故対策機構

一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会



自賠責保険・自賠責共済

ご存じですか、自賠責のこと。 「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

◆ 自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。

クルマやバイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに、加入が義務づけられています。

○ 保険料・共済掛金（各社一律同額）

離島以外の地域（沖縄県を除く）に適用する保険料・共済掛金（単位：円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	27,180	20,010	12,700
軽自動車 （検査対象車）	—	—	26,760	19,730	12,550
小型二輪自動車 （250cc超）	—	—	11,230	9,270	7,270
軽二輪自動車 （126～250cc）	16,220	14,110	11,960	9,770	7,540
原動機付自転車 （125cc以下）	13,980	12,300	10,590	8,850	7,070

（令和4年4月現在）

◆ もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

1 多額の賠償金を自己負担することになります。

◆ 死亡事故による自賠責保険金支払額平均2,390万円

2 加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いしますが、全額加害者よりお返し頂きます。

◆ 国の立替払額は、右記自賠責限度額の範囲内となります。

◆ 交通事故の被害者数は…

（出典：警察庁交通局）

交通事故は年間で30万件以上発生し、死傷者数も36万人を超えています。

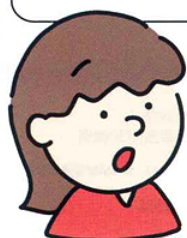
○交通事故の発生状況（令和3年）は、

- ・発生件数：30万5,196件
- ・負傷者数：36万2,131人
- ・死者数：2,636人

にも上ります。



事故はこんなに起きているんだね！ちゃんと自賠責に加入しないと！



◆ 自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます（支払限度額が決まっています）。

交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

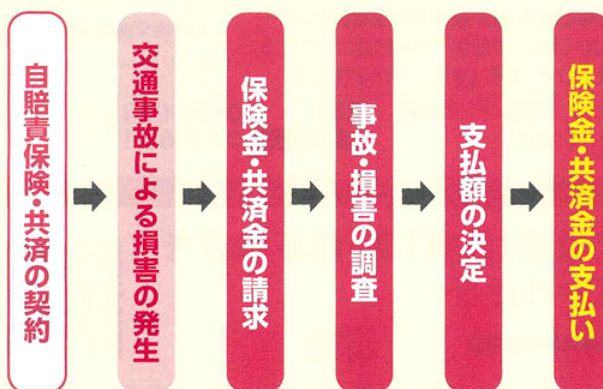
○ 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	● 神経系統・精神・胸部臓器に著しい傷害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 ● 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

◆ 自賠責の契約から支払いまでの流れは…

保険金・共済金は、損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

自賠責保険・共済の契約から 保険金・共済金の支払いまでの流れ



◆ 自賠責の有効期限チェック方法は…

ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



排気量250cc以下のバイク（原付を含む）はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック（ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります）。

自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

◆ ステッカーの貼替え忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

◆ 自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合はじめ、クルマ・バイクの販売店や保険（共済）代理店でも、簡単な手続で加入できます！

250cc以下のバイク（原付含む）なら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続で加入できます！

詳しくは…

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>

自賠責ポータルサイト

検索

QRコード



【参考】

自転車保険について

自転車は自賠責保険・共済に加入できません。

自転車による賠償事故も補償する自転車用の保険・共済に加入する必要があります。

ご加入希望の方は、各損害保険会社・共済協同組合や農業協同組合またはお近くの保険（共済）代理店へお問い合わせください。